

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月4日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	平成22年2月3日午後4時20分頃、原子炉内のジェットポンプ近傍のパッフルプレート上に異物らしきもの2個を発見した。その後、同異物らしきもの2個を回収し、2月4日午後13時20分、針金1個(長さ:約10cm)及び棒状の金属片(長さ:約10cm)であることを確認した。これによる外部への放射能の影響はない。	As	2月4日公表済み

区分 : 該当なし

その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(A)点検時、基礎ボルトにカジリが認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	D	
2	3号機	原子炉格納容器室素ベント用出口隔離弁開閉表示用リミットスイッチ交換作業において、閉側リミットスイッチの端子ビスカジリにより部品交換(旧品の端子台付きマイクロスイッチ)復旧を行った際に、部品不良(作動しない)が認められたため、当該リミットスイッチを再交換。	C	H22.2.8再審議にて グレード変更 'D' C1
3	3号機	廃棄物処理補機冷却海水系(A)貝殻除去装置の水流巡回弁において、動作不良(途中で停止)が認められたため、当該弁を点検修理。	D	
4	3号機	タービン建屋排気ファン(B)試運転時、軸受部に異音が認められたため、当該軸受部を点検修理。	D	
5	3号機	循環水配管電気防食装置の計器点検時、電流計の計器精度に管理値外れ及び電流計切替スイッチの不良(接点不良)が認められたため、当該品を交換。	D	
6	3号機	原子炉再循環ポンプ(A)電動機・発電機セット油ポンプ(A3)用電動機点検時、カップリング部の嵌合値に管理値外れが認められたため、対応検討。	D	
7	3号機	原子炉再循環ポンプ(B)電動機・発電機セット油ポンプ(B3)用電動機点検時、カップリング部の嵌合値に管理値外れが認められたため、対応検討。	D	
8	3号機	相分離母線点検時、点検口(屋外)の扉ヒンジ部にヒビが認められたため、当該扉ヒンジ部を補修。	D	
9	3号機	原子炉建屋1階北側通路壁取付の消火器において、ハンドルに破損が認められたため、当該消火器を交換。	D	
10	4号機	主発電機用水素ガスポンベ切替時、圧力計用弁にグランドリークが認められたため、当該弁を点検修理。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A_S : 法令、安全協定に基づく報告事象
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802